

「ぎょさい」は経営安定対策の柱！ ～ 新しい漁業経営安定対策の動向を踏まえて ～

昨年の冬は豪雪であったにもかかわらず、今年の冬は記録的な暖冬、少雪となっています。地球温暖化は、報道されている時期よりも急速に進んでいるようで心配です。今後、様々な自然災害が多発しないことを祈るばかりです。

さて、水産基本計画の見直しの中で、「新しい漁業経営安定対策」が平成 20 年度より実施される予定となっております。このことは、本年 2 月 1 日に開催された水産庁主催の「平成 18 年度都道府県漁業共済事業担当者等会議」において、水産庁より概要(案)の説明がなされましたが、水産物の安定供給の担い手である漁業経営体が経営改善に取り組む環境を整えるため、漁業共済を活用して「新しい漁業経営安定対策」を実施するというものです。

具体的な内容等については、今後決定されていくこととなりますが、「新しい漁業経営安定対策」は、共済団体のこれまでのノウハウや組織を活用し、利用できる漁業経営体も「ぎょさい」に加入していることが大前提として検討が進められています。

このことから、経営安定のための制度である「ぎょさい」は更に重要視され、漁業経営に欠かせないものと位置づけられています。

「新しい漁業経営安定対策」が、漁業経営を守る制度である「ぎょさい」とともに、漁業経営安定のための強力な「備え」になってくれることを期待したいと思います。また、漁業共済を掌る共済団体もこの重責を受け止めて、漁業経営の安定のため、加入率の向上を目指して「ぎょさい」の PR 等の積極的な取り組みを行って参りたいと思います。

(平成 19 年 2 月 15 日 運動情報版より)